平成２５年（フ）第１１８号
鹿児島県霧島市国分向花町22番２号　シンコーコーポラスＣ―102
債務者　中橋　昌宏
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
宮城県加美郡加美町字町裏398番地１
債務者　菅原　道子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２０５号
長野市篠ノ井布施高田224番地１　パティオ五月203
債務者　井澤万里子（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
長野県松本市波田10057番地３　ビレッジプライム21―410、前住所長野県長野市若穂保科253番地６
債務者　荒井　隆二
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１２３号
広島県府中市篠根町298番地６
債務者　小林アヤ子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第３１７号
佐賀県佐賀市長瀬町９番37号
債務者　田代　弘明
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２２号
佐賀県鳥栖市布津原町61番地　県営宿町住宅３―311
債務者　酒井　祐一
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３２号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀2167番地綾部団地Ｔ８－２号
債務者　井澤　共成
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５５号
佐賀県佐賀市兵庫町大字渕1188番地
債務者　中田　義和
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
福島県郡山市富田町字細田10番地の３
債務者　玉川惠美子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
福島県郡山市横塚５丁目19番17号　リバーサイドレジデンス305号
債務者　長沼ますみ
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第３０５号
兵庫県宝塚市今里町10番２―203号
債務者　岡井　幸雄
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第６５７号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目20番27号　ハウディ尼崎321号、前住所兵庫県尼崎市昭和南通４丁目64番地　ワールドプラザ尼崎401
債務者　工藤正一郎
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６７５号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目21番１―507号、前住所兵庫県伊丹市西野８丁目３番地桜台ハイツ３―803
債務者　射場　　晃（旧姓秋田）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７０６号
兵庫県尼崎市戸ノ内町２丁目13番27号
債務者　井上　正義
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７６４号
福岡県遠賀郡岡垣町松ケ台５丁目11番１号
債務者　西村　初美
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７７８号
北九州市八幡西区鷹の巣２丁目８番５―601号
債務者　酒谷　龍也
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部